田村市緊急経済対策消費喚起事業 ～まごころ応援券～　取扱店登録申込書

取扱店募集要項に同意のうえ、取扱店の登録を申し込みます。

また、申込者が暴力団等の反社会的勢力と関わりがあり非難されるべき関係があることが判明した場合、または利用券の取扱いにおいて不正が発覚した場合は、登録が取り消されることに同意します。

 　　　　　　　　令和２年　 月　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 所属商工会又は取扱地区商工会 | 所属する商工会名又は取扱地区商工会名に✔をつけてください。□滝根町商工会　□大越町商工会　□都路町商工会　□常葉町商工会　□船引町商工会 |
| 店舗名・屋号 | チラシ等へ記載する店舗名を記入してください。 |
| 店舗所在地 | 〒　　　－田村市 |
| 法人名・代表者名 | 法人名もしくは個人事業主の方は代表者名をご記入ください。　　　　　　　　　　　　　　　　　法人印・代表者印　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 電話番号 |  | ＦＡＸ番号　　 |  |
| 担当者名 |  | 担当者　役職・部署 |  |

※ご記入いただいた事業所情報は、本事業の目的以外では使用しません。

**５月２６日（火）までに、事業所が所在する市内各商工会へ持参によりお申し込みください。**

**申 込 先**

**◆滝根町商工会**　☎0247-78-2033 　◆**大越町商工会**　☎0247-79-2555

〒963-3602滝根町神俣字梵天川398　 〒963-4111大越町上大越字元池197-1

◆**都路町商工会**☎0247-75-2497 ◆**常葉町商工会**☎0247-77-2019 ◆**船引町商工会**　☎0247-82-4264

〒963-4701都路町古道字戸屋70 〒963-4602常葉町常葉字上町62-3 〒963-4312船引町船引字上中田17-1

田村市緊急経済対策消費喚起事業 ～まごころ応援券～　取扱店募集要項

**◆応援券取扱上の注意**

▶応援券額面に利用が満たない場合でも、釣銭は出さない

▶利用期限を過ぎた応援券は受け取らない

▶応援券を受け取った後に裏面の記載欄に取扱事業者名を記入する（ゴム印可）

▶すでに裏面に取扱店名が記入・押印されている応援券は受け取らない

▶紙質が違う、色合いが明らかに違うなど偽造された応援券と判別できる場合は、応援券の受け取りを拒否するとともに、速やかに田村市役所商工課へ報告する

▶応援券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱事業者の責務とする

**◆使用済み応援券の換金**

▶田村市商工課において換金事務を行うことで

現在調整中です。

▶詳細は、登録店確定通知にてお知らせいたし

ます。

**◆第1回取扱店登録期間**

**5月18日（月）から5月26日（火）まで**

午前9時から午後4時まで

※土日および祝祭日を除きます

第1回取扱店登録機関終了後も随時受付可能

**◆取扱店登録確定通知**

登録期間終了後、取扱店証、取扱店ステッカー、取扱に関するマニュアル、換金に係る各書類を送付します。

**◆応援券利用方法や取扱いに関する禁止事項**

▶応援券は取扱店で現金と同様に使用すること

が可能（ただし、券の額面以下の買い物をして

も釣銭がでないことを基本）とします。

**◆応援券を利用できないもの**

▶電気・ガス・水道代などの光熱水費（使用料金）

の支払い

▶国や地方公共団体への支払い並びに公共料金

の支払い

▶有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、

切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード、

定期券等の換金性の高いものの購入

▶たばこ事業法（昭和５９年８月１０日法律第

６８号）第２条第１項第３号に規定する製造た

ばこの購入

▶事業所が事業活動に伴って使用する原材料、機

器類、仕入れ商品等の購入

▶土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不

動産に係る支払い

▶現金との換金、金融機関への預け入れ

▶特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

◆**利用券の発行概要**

▶**名　　称**　まごころ応援券

（以下「応援券」という。）

▶**発 行 者**　田村市

▶**額　　面**　1人につき500円の金券を6枚

▶**利用期間**　配付開始日～令和2年9月30日

**◆取扱店の資格**

田村市内に対象となる事業所があり、取扱店登録をした事業者

＜対象事業者＞

飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス、理容業、美容業、一般公衆浴場業、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、道路旅客運送業、旅行業、冠婚葬祭業、スポーツジム、カラオケボックス

ただし、飲食料品小売業については以下の事業者を除く。

・本社・本店が田村市外

・店舗の建築面積が500㎡以上

・コンビニエンスストア

**◆取扱店登録手続**

申込書へ必要事項を記入のうえ、営業地区商工会に持参してください。（確実に登録するためにご協力をお願いします）

滝根地区：滝根町商工会　☎0247-78-2033

大越地区：大越町商工会　☎0247-79-2555

都路地区：都路町商工会　☎0247-75-2497

常葉地区：常葉町商工会　☎0247-77-2019

船引地区：船引町商工会　☎0247-82-4264

※お申込みは営業所毎に所在地区商工会へ行ってください。